○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例

(平成19年3月13日島根県条例第31号)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例をここに公布する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく 報告に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。 以下「法」という。)第38条の2第3項の規定に基づき、法第21条第2項に規定する任意 入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期の報告)

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、規則で定めるところにより、定期に、知事に報告しなければならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。